

改正

平成9年3月31日条例第40号

平成10年3月30日条例第21号

平成12年3月31日条例第76号

平成17年12月15日条例第83号

平成20年3月24日条例第28号

平成23年3月24日条例第22号

平成26年3月25日条例第29号

令和元年9月13日条例第93号

旭川市大雪クリスタルホール条例

(設置)

第1条 本市は、市民の教育、学術、芸術及び文化の発展を図り、魅力ある豊かな地域社会の形成に寄与するため、旭川市大雪クリスタルホール（以下「クリスタルホール」という。）を設置する。

(位置)

第2条 クリスタルホールの位置は、旭川市神楽3条7丁目とする。

(構成)

第3条 クリスタルホールは、次の施設で構成する。

- (1) 旭川市博物館（以下「博物館」という。）
- (2) 旭川市音楽堂
- (3) 旭川市国際会議場

2 博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 アイヌ文化の森伝承のコタン

位置 上川郡鷹栖町字近文9線西4号

(使用の承認)

第4条 クリスタルホールを使用しようとする者は、あらかじめ旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、前項の承認をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) クリスタルホールの管理運営上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

3 委員会は、第1項の承認をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用承認の取消し)

第5条 委員会は、公益上若しくはクリスタルホールの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、委員会はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用承認の条件に違反したとき。

(3) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。

(観覧料及び使用料)

第6条 博物館を観覧しようとする者にあつては別表第1に定める観覧料を、使用者にあつては別表第2に定める使用料を納めなければならない。

2 クリスタルホールの備付物件等を使用しようとするときは、委員会が別に定める使用料を納めなければならない。

3 観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第7条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災その他博物館を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は使用者の責めに帰すことのできない理由により観覧又は使用することができなくなったとき。

(2) 委員会が別に定める期日までに使用者が使用の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会が特別の理由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

第8条 クリスタルホールは、引き続き5日を超えて使用し、又は定期的曜日若しくは日時を指定して独占的に使用することはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、クリスタルホールの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(附属機関)

第10条 クリスタルホールの円滑な運営を図るため、委員会に次の附属機関を置く。

(1) 旭川市博物館協議会

(2) 旭川市音楽堂等運営協議会

2 前項第1号の附属機関は、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項に規定する博物館協議会とする。

3 第1項各号に掲げる附属機関は、それぞれ委員10人をもって組織する。

4 第1項第1号の附属機関の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、委員会が行う公募に応じたものの

5 委員の任期は2年とする。ただし、欠員補充によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成5年9月1日から施行する。

2 旭川市立旭川郷土博物館条例(昭和27年旭川市条例第27号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日条例第40号)

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（平成10年3月教委規則第7号で、同10年4月1日から施行）

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第21号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第76号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第83号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例別表第1の規定は、平成18年4月1日以後の観覧に係る観覧料について適用する。

附 則（平成20年3月24日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成19年旭川市条例第43号）の施行の日（平成20年5月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において委嘱されている旭川市科学館協議会の委員及び旭川市博物館協議会の委員の任期は、第1条の規定による改正前の旭川市科学館条例第7条第4項及び第2条の規定による改正前の旭川市大雪クリスタルホール条例第10条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成23年3月24日条例第22号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において任命されている旭川市博物科学館協議会の委員の任期は、第1条の規定による改正前の旭川市科学館条例第7条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（令和元年 9 月 13 日 条例第 93 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第 2 の規定は、適用日以後に承認された使用に係る使用料について適用し、適用日前に承認された使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市大雪クリスタルホール条例（以下「改正前の条例」という。）別表第 1 に規定する 1 年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1 年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、旭川市博物館を観覧した日から起算して 1 年間（共通ウの場合にあっては、旭川市博物館又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して 1 年間）は、第 2 項及び改正後の条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1

観覧料

区分		単位		金額		
常設展	個人	高校生	1 日につき	単独	230円	
				共通ア	160	
				共通イ	160	
				共通ウ	160	
		一般	1 年につき	単独	460	
				共通ウ	410	
				1 日につき	単独	350
					共通ア	240
共通イ	240					
共通ウ	240					

			1年につき	単独	700
				共通ウ	630
	団体	高校生	1人1日につき	単独	180
				共通ア	130
				共通イ	120
				共通ウ	130
		一般		単独	280
				共通ア	200
				共通イ	190
				共通ウ	210
特別展	その都度委員会が定める額				

備考

- 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 「団体」とは、一団の観覧者の数が20人以上のものをいう。
- 「1年」とは、博物館を観覧した日から起算して1年間（共通ウの場合にあっては、博物館又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。
- 「単独」とは、博物館の観覧のみをすることができる場合をいう。
- 「共通ア」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館の常設展示室を観覧することができる場合を、「共通イ」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館のプラネタリウムを観覧することができる場合を、「共通ウ」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。

別表第2

使用料

施設名	時間区分 種別	午前	午後	夜間	全日	摘要
		9時～ 12時	13時～ 17時	17時30分 ～21時	9時～ 21時	
旭川市音	コンサート室	18,180円	24,240円	21,210円	63,630円	入場料等を徴収する場

楽堂						合で、入場料等が1,000円を超え3,000円以下のものにあつては10割増、3,000円を超えるものにあつては20割増とする。
	第1リハーサル室	1,600	2,130	1,860	5,590	
	第2リハーサル室	1,180	1,580	1,380	4,140	コンサート室を使用しない場合には使用することができない。
	第1楽屋	740	980	860	2,580	
	第2楽屋	740	980	860	2,580	
	第3楽屋	300	400	350	1,050	
	第4楽屋	300	400	350	1,050	
旭川市国際会議場	大会議室	8,700	11,600	10,150	30,450	入場料等を徴収する場合で、入場料等が1,000円を超え3,000円以下のものにあつては10割増、3,000円を超えるものにあつては20割増とする。
	レセプション室	5,680	7,570	6,620	19,870	
	第1会議室	920	1,230	1,070	3,220	
	第2会議室	1,040	1,380	1,210	3,630	
	第3会議室	1,530	2,040	1,780	5,350	
	第4会議室	480	640	560	1,680	合にあつては、5割増とする。
旭川市博物館	茶室	1回につき 6,610円				

備考

- 1 委員会は、クリスタルホールの運営に支障がないと認めるときは、使用時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間未満のときは1時間とする。）につき、使用の承認を受けた区分の使用料の3割とする。

- 2 冷暖房料については、委員会が別に定める額を徴収する。
- 3 ステージのみを使用する場合の使用料は、コンサート室の使用料の5割以内で委員会がその都度定める額を徴収する。
- 4 備付物件以外の電気器具等を使用した場合は、委員会が別に定める額を徴収する。
- 5 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。